

沖縄県文化芸術振興基金の  
創設について

沖縄県



## 沖縄県文化芸術振興基金条例

(設置)

**第1条** 文化芸術の振興を図ることを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県文化芸術振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第5条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第6条** 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 伝統的な文化の継承及び発展を図るための事業の費用の財源に充てるとき。

(2) 文化芸術に係る人材の養成等のための事業の費用の財源に充てるとき。

(3) 文化芸術活動の充実を図るための事業の費用の財源に充てるとき。

(4) 文化芸術の活用を図るための事業の費用の財源に充てるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興を図るための事業の費用の財源に充てるとき。

(規則への委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



# 「沖縄県文化芸術振興基金」 を創設しました！

邦之禮守

沖縄県は、文化芸術の振興を図ることを目的として、「沖縄県文化芸術振興基金」を設置しました。

文化芸術振興基金を活用した取組により、文化活動が活性化し、新たな産業の創出や地域産業との連携を強化するとともに、新たな担い手の確保等につながる持続可能な文化振興が図られるよう、取り組んでまいります。



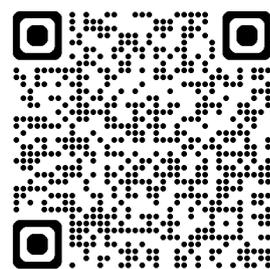
主催：(一社)ビューローダンケ  
令和6年度沖縄文化芸術の創造発信支援事業



沖縄県芸術文化祭

沖縄県文化芸術振興基金を活用した取組を実施するに当たって、寄附を募集しています。

右のQRコードからふるさと納税のサイトにアクセスできますので、ご支援をお願いします。



ふるさとチョイス  
沖縄県ページ

# 沖縄県文化芸術振興基金

沖縄県文化芸術振興基金は、文化芸術の振興を図るため、沖縄県が設置した基金で、次の五つの用途に活用できることとしております。

- (1) 伝統的な文化の継承及び発展を図るための事業
- (2) 文化芸術に係る人材の養成等のための事業
- (3) 文化芸術活動の充実を図るための事業
- (4) 文化芸術の活用を図るための事業
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、文化芸術の振興を図るための事業

令和7年度は、本基金を活用して、沖縄県内在住の若手を対象にした脚本コンテストを実施します。

受賞した作品は、舞台化等を行い、海外の舞台芸術コンクールにエントリーすることを目指します。

また、脚本コンテスト以外に文化芸術団体に対する支援も実施していく予定です。



沖縄県文化芸術振興  
基金ホームページ

## 琉球歴史文化の日



沖縄県では、先人たちが創り上げてきた沖縄の歴史と文化への理解を深め、故郷（ふるさと）への誇りや愛着を感じられる地域社会の形成に取り組むとともに、新たな歴史と文化を自らの手で創造するため、11月1日を「琉球歴史文化の日」と定めています。